

3. 税率

登記の種類		課税標準	税率		
			本則	建物の特例	土地の特例
所有権保存登記		不動産の価額	4/1000	1.5/1000	－
所有権 移転 登記	売買	不動産の価額	20/1000	3/1000	15/1000
	贈与	不動産の価額	20/1000	－	－
	相続	不動産の価額	4/1000	－	－
所有権の信託の登記		不動産の価額	4/1000	－	3/1000
抵当権の設定登記		債権金額	4/1000	1/1000	－
地上権、土地賃借権の設定・移転登記		不動産の価額	10/1000	－	－
仮登記	所有権移転の仮登記	不動産の価額	10/1000	－	－
	その他の仮登記	不動産の価額	本登記の1/2	－	－
その他の 登記	不動産の表示の変更の登記	1個につき 1,000 円			
	登記の抹消（除：表示の登記の抹消）	1個につき 1,000 円			

〈建物の特例について〉

一定の住宅用家屋について、保存登記等をする場合、税率が軽減される。

- 【要件】①**売買**または**競落**による取得であること（**贈与による取得には適用されない**）
- ②**個人**が自己の**居住用の住宅**として使用すること
- ③新築または取得後**1年以内**に登記すること
- ④床面積が**50㎡以上**であること